**令和４年度 成長志向企業伴走型支援事業「よろず伴走支援事業」にかかる**

**対象企業の募集**

よろず支援拠点の「伴走支援チーム」が中小企業～中堅企業へのステップアップをサポート

各種専門家が伴走支援を行い、企業の成長を後押しします

令和4年6日20日（月）

山口県よろず支援拠点

山口県よろず支援拠点では、「成長を志向する中小企業」を対象とした専門家のサポート（無料）を受けたい企業を募集します。

1. **本事業の目的**

本事業は、令和４年度５月より経済産業省・中小企業庁が、全国よろず支援拠点を通じ、会社の事業拡大を目指す企業の支援をスタートしました。

この度、山口県でも当拠点コーディネーターで結成した「伴走支援チーム」が、『経営に関する真の課題』を明らかにした上で一緒に課題を設定し、解決を目指してあらゆる専門家が伴走支援を実施します。

1. **支援の内容**

「よろず伴走支援事業」では、「伴走支援チーム」が、定期的に企業を訪問し、中・長期的な成長支援計画をサポートします。その後、課題解決に向けてあらゆる専門家が伴走支援します。

* 1. 企業の把握・調査（経営者へのヒアリング、現地確認、決算書の分析）
  2. 課題の明確化・支援方針の検討
  3. 支援計画案の策定・提示（支援企業と共通認識の醸成）
  4. 専門家による中・長期的な伴走支援（課題解決）

※当拠点の専門家で対応ができない課題については、連携支援機関の案内や、ご希望により民間コンサルティング会社（有料）を紹介します。

1. **応募資格**
   1. 山口県内に本社があり、中小企業基本法の「中小企業」に該当する中小企業者で、創業から２年以上経過している法人
   2. 「成長を志向」に対して強い意志と意欲があること
   3. 「伴走支援チーム」が継続的にサポートできる企業であること

※この度の支援では、下記に該当する企業は応募対象といたしません。ご了承ください。

（学校法人、宗教法人、医療法人、一般社団法人、非営利法人、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者）

1. **募集企業数**５社程度
2. **費用　原則無料**※事業計画を実行するにあたり要する諸経費等は企業の負担となります。
3. **申込期限**令和４年６月３０日（木）１７時　必着
4. **審査基準**
   1. 3.の対象企業に該当すること。
   2. 必要書類の提出、企業として「前向きに成長をしたい気持ち」があること、商工団体や金融機関との連携が図れること等を審査し、選定します。
   3. 審査方法は、書面審査及びプレゼン審査を実施。
5. **応募方法**

**必要事項を書類に記入の上、申し込み期限までに「よろず伴走チーム支援」係まで、**

**下記メールでの送付、郵送又は持参をお願いします。**

* 1. 山口県よろず支援拠点

**メールアドレス　：　info@yorozu-yamaguchi.go.jp**

**住所　：　〒７５４－００４１　山口市小郡令和１－１－１　山口市産業交流拠点施設４F**

* 1. 受付期間　：　令和4年6月23日（木）～6月30日（木） 17：00必着
  2. 提出書類　：　①申請書　②他に会社案内など添付があれば （※任意）

申請書類については、山口県よろず支援拠点ホームページからダウンロードできます。

**ホームページＵＲＬ：　https://yorozu-yamaguchi.go.jp/**

1. **採択時期**選定結果は、文書郵送にて応募者に通知する。
2. **留意事項**

・審査結果の問い合わせはできません。

・本事業の「伴走支援チーム」が行う支援に関わる費用については、企業の負担は不要ですが、企業が事業計画を実行するにあたり要する諸経費等は企業の負担が必要です。

・提出された書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

・提出された書類は、ご返却できません。

・個人情報（お名前、企業名、住所、電話番号）につきましては、本事業の目的に限って利用し、法令に基づく開示請求があった場合、御本人の同意があった場合その他特別の理由のある場合を除き、第三者に提供いたしません。

1. **問い合わせ先**

山口県よろず支援拠点　水岡、佐伯、髙橋

**電話083-902-5959（平日８：30～17：00まで）**